

平成 27 年度 太平洋セメント奨学会 募集・推薦要項

公益財団法人口本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、財団法人太平洋セメント奨学会のご支援により、「平成 27 年度太平洋セメント奨学会」(以下「本奨学会」という。)の受給者を下記のとおり募集する。

記

1. 目的

本奨学会は、品行方正で学習意欲の高い日本人学生、特に障がい学生に対して、奨学会を支給することにより、経済的不安の緩和・学習効果の向上に寄与し、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

2. 奨学会の寄付者

本奨学会の寄付者である財団法人太平洋セメント奨学会は、昭和 26 年以来 60 年以上にわたり、のべ 900 名以上の学生を支援されてきたが、その解散に伴い平成 24 年度から本協会がその残余財産を継承し、冠奨学会として学生への支援を継続するものである。

3. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者

- (1) 平成 27 年 4 月現在で、日本国内の大学(以下「大学」という。)の学部 3 年次または大学院修士課程(博士前期課程)1 年次に正規生として在籍する日本人学生。日本国内の大学は、寄付者と協議の上選定した指定校制とする。
- (2) 電気・機械分野を専攻する者。ただし、障がい学生については専攻分野を問わない。
- (3) 経済的援助を必要とする者。
- (4) 品行方正で学業成績が優秀な者
- (5) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者

4. 採用人数

最大 20 名程度

5. 支給内容

月額奨学会 50,000 円

6. 支給期間

平成 27 年 4 月より平成 29 年 3 月まで(ただし大学における在籍期間中に限る)

7. 応募・推薦方法

- (1) 本奨学会を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3 に掲げる応募資格に該当する者について、8 に挙げる推薦書類を、理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

8. 応募・推薦書類

- | | |
|--|-----|
| (1) 願書(別紙様式 1。日本語で記載されたものに限る) | 1 通 |
| (2) 応募者の写真(最近 6 か月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。) | 1 葉 |
| (3) 推薦書(別紙様式 2、推薦理由は指導教官等が記入すること。) | 1 通 |
| (4) 障がい者手帳の写し(障がい学生のみ) | 1 通 |

9. 応募・推薦書類の提出期限

小白川キャンパス提出期限 5月7日（木）

10. 選考方法及び結果の通知

理事長は、7の(2)により推薦された者について、太平洋セメント株式会社とともに選考を行い、受給者を決定する。結果は平成27年6月上旬を目途に、大学を通じて通知する。

11. 奨学金の支給等

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12. 奨学金受給者の義務

- (1) 受給者は、奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後、所定の様式により、理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先（大学・就職先等）に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、本協会又は太平洋セメント株式会社の要請に応じ、アンケート等への回答、あるいは交流会（年1回程度）等に参加しなければならない。ただし、障がい学生については個別の状況による。

13. 奨学金給付の休止・停止または終了

- (1) 受給者が長期欠席した場合は、本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合は、本奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 大学を休学又は留年した場合
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。

14. その他（注意事項等）

受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。また、太平洋セメント株式会社への入社その他の付帯義務を負うものではない。

15. 個人情報の取り扱いについて

応募・推薦書類上の個人情報は、本協会の実施する学生支援事業にのみ利用し、その他の目的には利用しない。

16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課
〒153-8503 東京都目黒区駒場 4-5-29
TEL:03-5454-5274 E-mail: ix@jees.or.jp

以上